

〈令和元年5月31日〉

令和元年度 山梨県消費生活審議会（消費者教育推進地域協議会） 議事録

○日 時 令和元年5月31日(金) 午後1時30分～3時

○場 所 恩賜林記念館 特別会議室

○出席者（敬称略）

[委 員] 今村委員、大森委員、神山委員、武田委員、中村委員、花輪委員、原田委員、平塚委員、藤本委員、古屋（武）委員、古屋（勇）委員、星委員、本田委員、三澤委員

以上14名（50音順）

[事務局] 県民生活部 弦間部長

消費生活安全課 塚原課長、深澤課長補佐、竹下主査、石原主任

県民生活センター 志村所長、矢野副主査 以上7名

[オブザーバー] 甲府財務事務所 大柴理財課長

○傍聴者数 1名

○次第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 県民生活部長あいさつ

4 山梨県消費生活審議会会長選出及び会長あいさつ

5 議 事

(1) 消費生活審議会の役割について (資料1)

(2) 「消費者基本計画」の概要及び計画の達成状況と取組状況について (資料2)

(3) 令和元年度消費者行政の概要 (資料3)

(4) 県民生活センターにおける最近の消費生活相談の概要について (資料4)

(5) その他

6 閉 会

【議事】

(議長)

それでは次第に従いまして審議に入らせていただきますが、審議が滞りなく進行できますように御協力をお願い致します。では(1)消費生活審議会の役割について、事務局から説明をお願い致します。

事務局から資料1により説明

(議長)

事務局から説明がありましたが、山梨県消費生活審議会にカッコして消費者教育推進地域協議会となっているのですが、これは兼ねているということでしたが、皆様何かご意見やご質問はありますか。特に新しく委員になった方、何かよろしいですか。

では、次にいきたいと思います。次に(2)消費者基本計画の概要及び計画の達成状況と取組状況について、説明をお願いします。

事務局から資料2により説明

(議長)

(「小学校・中学校における消費者教育」の)資料について、今日は、皆さんにお返ししようと思って持って参りました。こちらは、山梨大学が契約をしまして、文部科学省から事業委託をして文部科学省からお金をいただいて作成した資料になります。小学校中学校の教員向け、特に家庭科の教員向け資料として成年年齢引き下げを見据えた指導の為に、こちらの審議会委員である金融広報委員会の大森さん、山梨消費者支援ネットワークのお立場で花輪弁護士にも関わっていただいております。また、義務教育課や県民生活センター、甲府市消費生活センター、金融広報委員会、附属小学校、中学校等、たくさんの人たちとともに連携共同して作り上げたもので、こちらの教材の全文が県民生活センターのWEBページに、生徒向けワークシートやスライドとともに載っておりますので、ぜひ知り合いの方とか、また皆様方が小中学生に消費者教育を実施するときには、是非参考になさっていただきたいと思います。一部ずつお返ししますのでご覧になってください。

次に、今事務局より説明がありましたが、私から一つ質問をよろしいですか。

消費者安全確保地域協議会、いわゆる高齢者等の見守りネットワークの数え方ですが、5万人以上の都市、資料でいいますと資料2⑤、全国と山梨の比較のところの最終ページ、そこに人口5万人以上の全都市、山梨県だと甲府市、笛吹市、富士吉田市、南アルプス市、今この4つが設置できていて、甲斐市がまだ未設置ということになっているので、富士吉田市が抜けているのではなく、甲斐市が未設置ということで今100%になっていないのだと思います。富士吉田市が5万人を切ったので国のカウントが違うとおっしゃいましたが、甲斐市が未設置なので山梨県は100%ではないと思いますが、それで間違いないでしょうか。

(事務局)

富士吉田市が抜けているのは、5万人を切っているというのが、ここの表の説明でありまして、甲斐市が未設置という現状はあります。県の統計としましては、5分の4、5万人以上の市が5つあって、そのうち甲斐市が未設置であるので5分の4、設置率80%という理解をしております。これが山梨県の捉え方でございます。国の資料については、富士吉田市の5万人以上に〇がないということで、4分の3で80%を切るということでございます。

(議長)

わかりました。今ご覧になっている資料が2019年4月末日時点ということで富士吉田市が人口5万人を切ったということですね。まだ、甲斐市が未設置というのは、国の目標が達成できていない市があるということなので、依然として働きかけをよろしくをお願いします。

他にご質問ありますか。

(委員)

資料2①-1のイに書かれている消費生活協力員、この協力員の立ち位置や、どのように要請してどのような方向に向けるのか、お聞きしたい。

(事務局)

協力員につきましては、市町村から推薦をいただく場合と公募の場合がありまして、その両方で協力員を委嘱しているところでございます。

(委員)

協力員の活動について、地域によっては知られていない状況下で市町村から推薦を受けた方、消費者団体から推薦を受けた方も参加なさっていると思うが、実際地域に戻って、啓発するという可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

我々も課題と捉えておりますが、研修を県民生活センターで年2回行っております。研修の日程によっては研修に参加できない方もいらっしゃると思いますが、それは今後の課題とは思っておりますが、市町村から協力員に対しての説明等もしていただいております。

(議長)

それでは、資料2の④、市町村における消費生活相談体制の整備状況、昨年も同じ事を言わせていただいたのですが、昭和町がやはり未設置というのは相談体制が空白ということで、昭和町が未設置というのは非常に問題が大きいということで、昨年の審議会でも審議にあがったと思うのですが、こちらの方の設置状況は今どういう状況でしょうか。

(事務局)

昭和町につきましては、県から昭和町に出向いて説明をしているところですが状況は変わっていないところでございます。

昭和町は県の中心部でもございますし、引き続き我々も昭和町に対し内容を丁寧に説明していきたいと考えておりますが、現状では設置できていない状況でございます。

(議長)

昨年度の説明では、単独では難しいということで、周りの市町村がどのように引き受けるのかというようなことをお話いただいたと思うのですが、それがまだ、どういう風に引き受けるのかが決まっていないということですね。

(事務局)

そののところについても、進んでいないという状況でございます。

(議長)

皆様方も消費生活センターの空白地域があるということに対して、ご質問とかご意見とかないでしょうか。

(委員)

昭和町在住ですが、昭和町は現状、月1回ボランティアで有資格者がついておりますが、実際住民からしてみれば、県から、広域として甲斐市、中央市、昭和町という状況でなんとか束ねることができないかと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

ご提案をいただいたところですが、県として強制はできないわけですが具体的な提案をしていきながら働きかけをしていきたいと考えております。

(事務局)

昨年度、昭和町を訪ねた経過などをご説明させていただきます。昭和町ですが、もともとは甲斐市、中央市の3市町で進めようという動きはあったようですが、結果として交付金を国からもらえる期限が29年度までだったので、その期限ギリギリのところ甲斐市と中央市は結果として単独で設置してしまった、連携がとれなかったということで昭和町は取り残されてしまったというところ。その結果、昭和町は交付金が新たに受けられないという状況です。費用面で難しいというところで頓挫しております。単に連携をとるにしても費用負担の面が若干出てくるというところで、現状難しいとの話を聞いております。

今後も引き続き県としては、設置に向けて努力をしていただきたいということは申し入れるつもりではございます。

(議長)

以上のような説明でよろしいでしょうか。では、他にご質問等がありませんか。

では、私の方から資料2②の「山梨県消費者基本計画」達成状況の数値ですが消費者安全確保地域協議会の設置率いわゆる高齢者等の見守りネットワーク整備というところで、先ほど質問した甲斐市の件は①の人口5万人以上の市というところだったのですが、②の人口5万人未満の市町村というところで、こちらの令和2年度来年度末までの目標率が100%になっていまして、今達成率が36.4%です。これは非常に難しい達成目標だと思うのですが、こちらの方は100%を目指すのでしょうか。先ほど弦間部長がこの達成数値を達成していきたいとおっしゃったのですがかなり難しいと思われそうですがいかがでしょうか。

(事務局)

我々としては目標と掲げている以上最大限努力をして参りたいと思います。各市町村に対して説明不足、理解いただいていない部分もあるかと思っておりますので、今年度、力を入れて色々な工夫をしていきたいと思っております。設置していただけない理由や原因がどこにあるのか、しっかりと把握しながら残り2年やっていきたいと考えております。

(議長)

やり方としては、富士吉田市のように広域連合のような形で進めようとしているか教えてください。

(事務局)

こういった形かというところは、なぜ設置できないのかという状況の分析等をしながら、その地域にあったやり方があると思いますので、そこを把握しながらやっていきたいと思います。また、高齢者等の状況を把握している福祉保健部の意見なども聞きながらやっていきたいと考えております。

(議長)

私が甲府市の消費者安全確保地域協議会の会長をしているのですが、甲府市は福祉関係者との連携が昔からとれていたということで、山梨県で一番に設置となったのですが、なかなかそのあたりが他の市町村では難しいという話を聞いたことがあります。

今、高齢者や認知症患者の地域での見守りネットワークを支援していくということが大事だと思いますし、また基本計画の重点目標にも入っているのですが、皆様からこれに関しまして意見等ありますか。

では、議事の(3)令和元年度消費者行政の概要、資料3をお願いいたします。

(事務局)

事務局から資料3により説明

(議長)

今の件に関しまして、ご質問やご意見は何かありますか。

では、次に(4)県民生活センターにおける最近の消費生活相談の概要について(資料4)の説明をお願いいたします。

事務局から資料4により説明

(議長)

何かご意見やご質問、ございますか。

(委員)

4ページにあります啓発情報提供活動ということで啓発活動として出前講座をやってらっしゃるとご説明いただいたところですが、その前に資料3②の消費者行政予算のところ、消費者啓発事業費の消費生活地域講座委託とありますが、この地域講座と出前講座は同じ意味なのでしょうか。

(事務局)

こちらは別の事業になります。こちらは消費者団体等に地域講座を消費者教育の担い手ということでお願いをしているところがございます。出前講座とは別に活動いただいている費用として計上しているところがございます。出前講座につきましては、職員が直接講師として出向いて実施しておりますのでこちらの資料には載せてございません。

(議長)

他にご意見ございませんか。

(委員)

出前講座の内容ですが、毎年同じ内容なのでしょうか。

(事務局)

基本的には同じような内容になりますが、出前講座を申し込みいただく団体によってはこのような内容の話をして欲しいという要望もありますので、あくまでも打ち合わせの中でテーマを決めて準備して実施するという形をとっています。

(議長)

他の委員はいかがですか。せっかくですので意見を述べられては。

(委員)

大変勉強になりました。今まで考えてもみなかったことを教えていただき、これから色々気にしながら子ども達に声かけ、勉強させていただきたいと思います。

(議長)

是非、地域にお持ち帰りいただき、今このような現状だということを地域の皆さんに説明していただき、山梨県全体の事業の推進ですとか見守りネットワークの推進などを進めていただければと思っております。

では、5のその他について、皆様なにかありますか。

(委員)

先ほど先生がお作りになった冊子でございますが、私たちの団体では金融広報委員会をおしまして委託事業で、小学校を対象とした消費者教育をしております各地区でどのようなことをしたらいいかということ先生と話し合って実施していますけれど、先ほどの冊子は学校にも配布されているのでしょうか。

(議長)

山梨県全体の小学校、中学校に配布を2月にしました。これは学校あてに送付したものですから、例えば家庭科だと、非常勤講師ということがあります。非常勤講師ですと年度替わりに新しく4月に着任した先生ですと手元に渡っているかわからないので、よろしければ県のWEBサイトからダウンロードいただきたいと思います。

(委員)

例えば、購入することはできないのですか。

(議長)

冊子についてはギリギリの数しか印刷しておりませんが、内容はPDFになっておりますのでダウンロードしていただきたいと思います。

ちなみに来年からは、契約について小学校の家庭科で教えることとなります。これは初めてのことです。再来年からは三者間契約を中学校の家庭科で教えることとなります。クレジットカードなどですね。今まで、契約は（現行）中学校で教えているのですが小学校におりる、クレジットカードは高校ですが中学校におりるということで、やはり、キャッシュレス社会、契約の重要性、成年年齢引き下げといったことが、新学習指導要領に対応しているということです。

今後の予定は、事務局からはありますか。

(事務局)

先にはなりますが、来年度は、消費者基本計画の最終年度で、新たな基本計画の策定を検討していかなければならないということになりますので、来年度につきましては審議会を数回開催することになろうかと思えます。今年度については、特に必要がなければ今回のみとなります。

(議長)

以上で議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。